リスクマネジメントとコンプライアンス

リスクマネジメント体制の強化

京セラグループでは、より一層複雑化するグローバルなリスクに対応するため、グループ全体でリスクマネジメント体制の強化に取り組んでいます。市場環境の変化、自然災害の発生、原材料価格の高騰などといった従来型の事業リスクに加え、地球温暖化の影響、情報漏洩、サプライチェーンにおける労働条件の不備や人権侵害など、京セラグループの信用やビジネスの持続可能性に影響を及ぼすと思われるリスクに関して、各管理部門が課題解決にあたり、重大事案の発生や発生が懸念される場合には、迅速にリスク管理部門にて情報を集約し、対策が実行できる体制を構築しています。

事業継続計画（BCP）の取り組み

京セラグループでは、防災への継続的な活動とともに、お客様への製品・サービスの供給が継続できるよう事業継続への取り組みを強化しています。
日本国内においては、大規模地震の発生に備え、BCPを策定しており、重要な設備の固定や補修部材の手配、代替生産の確保などを行っています。また、地震発生時の安全確保、二次災害の発生防止から事業復旧までの一連の流れを理解し、円滑な対応ができるようBCP訓練を実施しています。京セラでは、全製造部門ならびに環境部門の合計183部門を対象とした訓練を行い、2013年10月までに完了しました。国内グループ会社についても順次訓練を実施しています。
また、海外グループ会社では、地域に応じた災害リスクを想定したBCP活動を積極的に展開しています。

地震災害を想定した机上訓練
（京セラディスプレイ（株）本社）

サプライチェーンに関するBCPの取り組み

京セラグループでは、災害発生時に生産活動の停滞が生じないよう重要な原材料や部材の調達について、代替品の評価や複数購買を推進するなど、お取引先様と一体となったBCP活動を展開しています。京セラでは、CSRに対する考え方をお取引先様にご理解いただくことを目的に「サプライチェーンCSR推進ガイドライン」を作成しています。2013年度には、「事業継続計画（BCP）」の項目を新たに追加したガイドラインに改訂し、お取引先様のBCPに関する取り組み状況の調査を開始しました。今後も、お取引先様と協力しながら、BCP活動を継続していきます。

情報セキュリティの取り組み

京セラグループでは、従業員などが情報資産を取り扱うにあたり、遵守すべき基本的な事項を明らかにし、管理体制を構築することで、情報資産の有効かつ効率的な活用をはかっています。

情報セキュリティ管理の方針と体制

京セラグループでは、経営戦略、商品開発、各種ノウハウ、技術、組織、人事情報等を会社の重要財産と認識し、このような情報資産を万全に保護することを目的として、秘密情報管理、知的財産管理、物理的セキュリティ管理、来場者管理、人的管理等に関して定めた「技術ノウハウ流出防止ガイドライン」を制定しています。加えて、電子情報については電子情報セキュリティ管理方針ならびに管理規程を定め、管理の徹底をはかっています。
また、京セラグループでは、社長を委員長とした電子情報セキュリティ委員会を設置し、定期的な従業員教育の実施、情報機器の持ち出し対策、メールセキュリティの強化などの対策を実施しています。さらに、監査部門、情報システム部門による監査を行い、課題点については、情報を保有する部門と管理部門が連携しながら解決に努めています。

取り組み事例

■カメラ付き携帯電話の持ち込み制限

京セラグループが保有している技術ノウハウや秘密情報の漏洩対策の1つとして、2014年1月に「携帯電話の持ち込みルール」を見直し、対応の強化をはかりました。対象は、従業員ならびにお客様、お取引先様、見学者など工場・事業所の構内に入られる全ての方を対象に、製造工程へのカメラ付き携帯電話の持ち込みの制限、撮影禁止場所の明確化を行い管理の強化をはかっています。

撮影禁止場所の表示

個人情報の保護

京セラグループでは、事業活動を通じてステークホルダーの皆様から取得した個人情報は、プライバシーを構成する重要な情報であり、社会的責務としてその保護の徹底に努めています。
京セラでは、個人情報保護基本方針を定め、個人情報の利用目的やお問い合わせ窓口を明確にするとともに、従業員に対して、個人情報の取り扱いに関する教育を実施することで管理の徹底をはかっています。

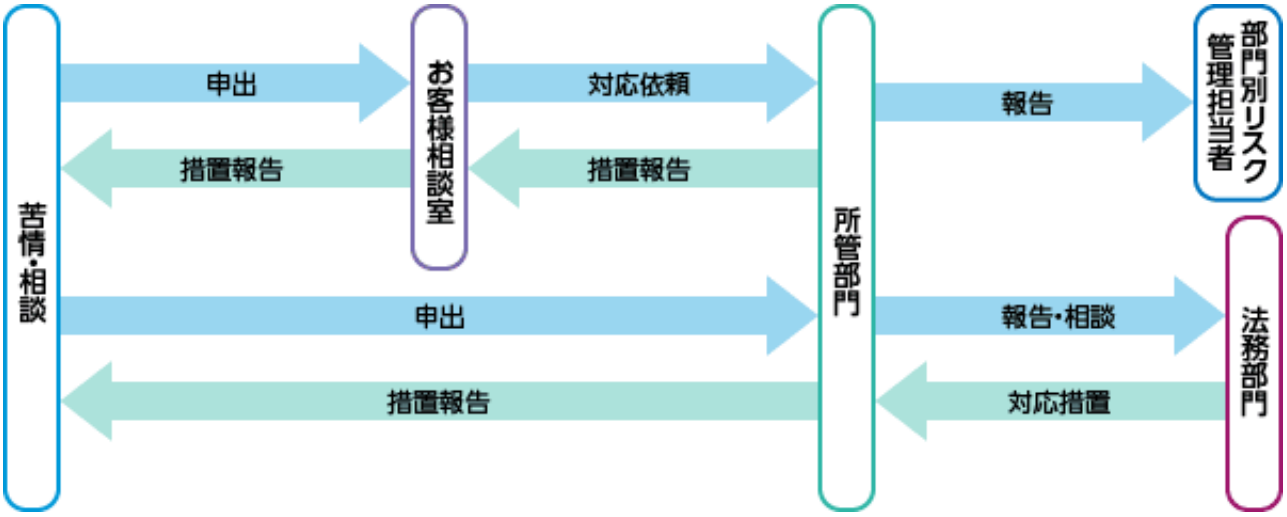

個人情報に関する連絡体制

知的財産権の保護

京セラグループは、自社の研究開発の成果を知的財産権で保護し、他者の知的財産権を尊重することを基本方針としています。京セラでは、知的財産管理指針を制定するとともに、知的財産の権利化と維持管理、知的財産権のライセンス交渉などを円滑に行うため、主な事業所・工場にリエゾンマンと呼ばれる知的財産担当者を置き、知的財産部門と連携しながらより事業に密着した知的財産権の保護に努めています。

取り組み事例

■偽造品に対する取り組み

京セラドキュメントソリューションズ(株)グループでは、偽造品の被害からお客様を守り、安心して製品をお使いいただけるよう、世界各国でさまざまな取り組みを行っています。偽造品を販売する業者に対して警告を行い、今後偽造品を取り扱わない旨の誓約を求めるとともに在庫の破棄、仕入先の開示などを要請し、偽造品の流通拡大を防止しています。また、製品に真がん判定用ホログラムシールを採用し、純正品と偽造品を見やすくするなどの工夫も行っています。

ホログラムシールを貼付した製品

法令遵守の徹底

京セラグループでは、各法令の主管部門による管理、新規法令の施行時や法令改正時の社内連絡体制の構築、社員相談室（内部通報制度）の設置、定期的な法令監査の実施など、法令遵守の徹底をはかっています。

公正で自由な競争に向けた取り組み

京セラグループでは、独占禁止法などの関連法令を遵守し、公正で自由な競争の推進に取り組んでいます。その一環として、従来より、日本、米国、欧州の各グループ会社において、独占禁止法の遵守に関するガイドラインを作成して従業員教育を行ってきました。2013年2月には、全グループ共通の「京セラグループグローバル独禁法遵守マニュアル」を発行し、国内外の従業員に配付を行うと同時に、従業員が独占禁止法に関して相談できる窓口を地域ごとに設置しました。
さらに、2013年度は、営業部門、資材部門などの従業員を対象とした教育を実施し、約8,500名が受講しました。

京セラグループグローバル
独禁法遵守マニュアル

安全保障貿易管理の推進

京セラグループでは、国際的な安全保障貿易にかかわる法令である「外国為替および外国貿易法（外為法）」等を遵守し、大量破壊兵器や通常兵器の部品、これらの製造開発等に利用されるおそれのある製品、技術の流出を防ぐため、安全保障貿易管理体制を構築しています。
京セラでは、2013年度に取引先審査システムを導入し、管理の強化をはかりました。また、京セラグループ（日本国内）では、外為法および輸出関連法令遵守を徹底するため、STC（Security Trade Control）委員会を定期的に開催しています。さらに、海外のグループ会社については、安全保障貿易管理に関する教育と監査に重点を置いた体制を構築し、管理の強化をはかっていきます。

適切な情報開示

京セラグループでは、情報を開示するにあたり、法令を遵守するとともに、虚偽、また誤解を招くような表現が発生しないように社会的道義に則って適切な情報開示に努めています。なお、京セラでは、製品のラベル・取扱説明書、カタログ、販促文書、広告などを表示する際は、「表示文書公的確認ガイドライン」に則り、品質管理、法務、知的財産、広報部門によるチェック体制を構築しています。

贈収賄防止への取り組み

京セラグループでは、商取引にあたり、常に公明正大、フェアプレイの精神をもって人として行うべき正しい態度であらゆるものごとに対処することを基本としています。そして、「京セラグループCSR指針」において、過度な贈答・接待の授受などの贈収賄行為に加え、一般的なビジネス慣習を逸脱した行為を禁止しています。

政治献金における透明性の確保

京セラグループでは、政策本位の政治の実現、議会制民主主義の健全な発展への貢献などの観点から、必要に応じて政治献金を行う場合があります。政治献金を行う場合は、政治資金規正法等の関連法令を遵守するとともに、社内規程にもとづいた適切な管理を行っています。

インサイダー取引防止の取り組み

京セラグループでは、インサイダー取引防止に向け、管理体制を整備し、従業員への周知徹底をはかっています。京セラでは、「インサイダー取引防止規則」を制定し、内部情報の管理体制の整備や株式売買における制限を設けています。また、従業員に対して、周知徹底をはかるため、「インサイダー取引防止の手引書」を作成し、配付しています。
2013年度は、2014年4月から施行される改正金融商品取引法に合わせ、この手引書を改訂し、改めて全従業員へ配付しています。そのほか、新入社員や昇格者を対象としたインサイダー取引防止に関する教育の実施、朝礼で株式売買禁止期間の注意喚起を行うなど、継続的な活動を行っています。

KYOCERA

（改訂新版）
京セラ インサイダー取引防止の手引書
－インサイダー取引規制違反を起こさないために－
【従業員用】

京セラ株式会社
インサイダー取引防止事務局

インサイダー取引防止の手引書

反社会的勢力排除の取り組み

京セラグループでは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害の防止を含んだコーポレート・ガバナンスおよび内部統制の基本方針を定めています。
京セラグループでは、反社会的勢力排除に向けて「断固として反社会的勢力と対決する姿勢を堅持し、全社をあげて対応する」ことを対応の基本としています。また、京セラグループCSR指針に反社会的勢力に対する対応方法を明記し、周知の徹底をはかっています。また、2013年度はお取引先様と締結している取引基本契約書の内容を見直し、反社会的勢力排除に関する内容を追記しました。今後も反社会的勢力の排除に向けて、サプライチェーン全体で対応の強化をはかっていきます。

社員相談室（内部通報制度）の設置

京セラグループでは、従業員からのさまざまな疑問や相談、人権、労働、安全衛生、環境、公正取引などに関する法令や社内規定などに違反する行為や違反する恐れのある行為について報告できる体制として社員相談室を設けています。個人のプライバシー保護などの取り組みを明確にしたうえで、従業員から直接電話やメールなどで相談を受け付けています。相談内容については、関連部門の協力により調査・確認を行い、是正措置や再発防止策を実施しています。京セラでは、2013年度に19件の相談があり、全件について対応を行いました。

法令監査の実施

京セラグループでは、コンプライアンス体制強化の一環として、京セラグループの遵法状況を確認する法令監査を実施しています。2013年度は、国内に加えてアジア地域のグループ会社の法令遵守体制の確認を行いました。京セラでは、2014年度より業務プロセスに焦点をあてた新たな法令監査体制を構築し、順次国内外のグループ会社への展開をはかっていく予定です。

サプライチェーン管理

購買活動に関する方針と体制

京セラグループでは、開発、生産、販売、サービスなどからなる一連の事業プロセスに参画するすべての企業が協力して社会の要請に応えていってこそ、サプライチェーン全体の相互繁栄が実現できると考えています。その実現のために、京セラグループではお取引先様と積極的なコミュニケーションをはかり、相互信頼にもとづくパートナーシップの構築に注力しています。また、資材担当者、事業部門を対象とした社内教育ならびに監査を定期的に実施することで、下請法などの取引に関連する法令遵守の徹底をはかっています。

購買基本方針

京セラグループでは、資材業務を通して、価値創造、事業発展に貢献し、誠実に仕事を追及するとともに、お取引先様との共生をはかることにより、人格を磨き、社会の信頼を得ることをめざしています。購買活動を行うにあたってはこの考え方をベースとして「購買基本方針」を定め、会社概況やCSRに関する各種調査により、お取引先様の公正な評価・選定をさせていただいています。

- 京セラグループの基本的な考え方をご理解いただけること。
- 経営者ご自身の考え方や経営理念が、納得できるものであること。
- 経営力、技術力、製造力の向上をめざし、規模、財務面において適切で安定した経営状況であること。
  （例.VA※1/VE※2提案能力）
- 品質、価格、納期、サービス対応力など総合的に優れていること。
  （例.ISO9000シリーズもしくはそれに準じる品質管理システム、リードタイム削減活動）
- 地球環境保全活動に積極的であること。
  （例.ISO14001の取得）

※1VA：Value Analysis　（価値分析）
※2VE：Value Engineering（価値工学）

サプライヤーセミナー・懇親会の開催

京セラグループでは、お取引先様に京セラグループの経営方針、事業方針などをご理解いただき、さらなるご協力をお願いするため、お取引先様をお招きした「サプライヤーセミナー」ならびに「サプライヤー懇親会」を日本、中国、韓国などで定期的に開催しています。2013年度のサプライヤーセミナーは、京都・三重で開催し、計110社149名の皆様にご参加いただきました。また、京都で開催したサプライヤー懇親会では、1年間の取引において品質・価格・納期などで特に優れた計3社のお取引先様を表彰させていただきました。

サプライヤー懇親会での表彰式

サプライチェーンにおけるCSRの推進

京セラグループでは、お取引先様を含めて人権・労働、環境保護などの社会的責任を果たしていくため、お取引先様と一体となりCSR活動の推進に取り組んでいます。
京セラでは、紛争鉱物、災害発生時の速やかな事業復旧・継続に関するBCP策定など、サプライチェーン全体で取り組まなければならないCSR課題が多く出てきたことを受け、「京セラサプライチェーンCSR推進ガイドライン」を改訂しました。また、本ガイドラインを国内のお取引先様に送付し、CSR活動に関する取り組み状況の現状把握を行いました。
具体的には、人権・労働、環境、安全衛生、公正取引・倫理、品質・安全性、事業継続計画(BCP)、情報セキュリティなどの各項目に関する調査にご協力をいただきました。また、調査結果から取り組みが不十分と考えられる項目があるお取引先様には、CSR活動をより積極的に取り組んでいただけるよう要請しました。
今後は、海外のお取引先様ならびにグループ会社のお取引先様への展開をはかっていきます。

京セラでは、サプライチェーンCSR推進ガイドラインのほか、製品にかかわる環境影響の低減をはかることを目的にグリーン調達を推進しており、「京セラ環境負荷物質ガイドライン」や「京セラ環境保護ガイドライン」を作成し、お取引先様にご協力の要請を行っています。(P68ご参照)

紛争鉱物への対応

2010年7月に米国で成立した金融規制改革法(ドッド・フランク法)において、アフリカのコンゴ民主共和国およびその周辺国から産出される一部の鉱物であるコロンバイトタンタライト(タンタルの鉱石)、錫石(錫の鉱石)、金、鉄マンガン重石(タングステンの鉱石)、またはそれらの派生物が、非人道行為を行う武装勢力の資金源になっていることから、それらの鉱物を産地によらず「紛争鉱物」と定め、米国上場企業は、その製品への使用状況などについて開示することが義務付けられました。

京セラグループの対応方針と体制

京セラグループは、「コンゴ民主共和国およびその周辺国の非人道行為を行う武装集団の資金源となる紛争鉱物およびそれらから派生する金属を使用した材料、製品などを購入しない」を方針としています。こうした取り組み姿勢をお取引先様に明確に示すため、紛争鉱物への対応方針を追加した「京セラサプライチェーンCSR推進ガイドライン」を発行しています。
この問題対応のための社内における体制としては、2012年に調達(資材)、IR、CSR、内部監査、法務の各部門トップにより構成される「京セラ紛争鉱物委員会」を立ち上げ、検討を進めてきました。当委員会では、紛争鉱物への対応方針や調査方法等を決定するとともに、京セラグループ全体が紛争鉱物に関して適正な取り組みを行うことを推進する役割を担っています。
また、この問題はサプライチェーン全体で取り組まなければ解決できない問題であり、業界団体との連携、協力も積極的に進めています。JEITA※1「責任ある鉱物調達検討会」の主要メンバーとして発足当初より参画し、2013年5月から6月にかけて実施されたJEITA／JAPIA※2主催紛争鉱物調査説明会における講師も担当しました。

※1 JEITA：一般社団法人 電子情報技術産業協会
（Japan Electronics and Information Technology Industries Association）
※2 JAPIA：一般社団法人 日本自動車部品工業会
（Japan Auto Parts Industries Association）

京セラグループのこれまでの取り組みと調査結果

2012年8月には、米国金融規制改革法の紛争鉱物条項に関する詳細規則が発表されたのを受け、社内で調査要領などを決定しました。このような課題は業界共通であることから、効率的に調査を実行するため、電子業界CSRアライアンス（EICC）／Global e-Sustainability Initiative（GeSI）を中心とした業界共通の紛争フリー製錬所プログラムのフレームワークを活用して調査を行うこととしました。
2013年1月より、京セラのお取引先様が特に集中している日本国内（東京、京都、大阪、鹿児島地区）および中国上海、東莞地区において、順次説明会を開催し、のべ20回合計897社のお取引先様にご出席いただき、京セラグループの紛争鉱物への対応方針の説明ならびに調査へのご協力をお願いしました。

お取引先様向け説明会（左：日本、右：中国東莞地区）

2013年2月からは順次調査を開始するとともに、お取引先様にご記入いただいた調査票の分析を進めてきました。
原産国調査については、鉱物に関連するお取引先様を対象に実施し、調査票回収率は93.8%となりました。鉱物の原産国をコンゴ民主共和国およびその周辺国産と回答したお取引先様に対しては、米国証券取引委員会の規則に基づき追加の調査（デューデリジェンス）を実施する必要があるため、これらのお取引先様を「重点調査サプライヤー」として直接ヒアリングを行い、鉱物の製錬所名称と所在地確認を実施しました。
その結果、京セラグループにおいて、紛争との関与は現時点で確認されていません。

京セラグループの今後の取り組み

京セラグループでは、2014年も引き続き、紛争フリー製錬所プログラムを活用して調査を継続し、製錬所の特定と精査をすることが重要であると認識しています。
そのために、お取引先様とは、紛争との関与が判明した時点で、すみやかに当社へ連絡する内容を含めた誓約書の締結等を行うなど、継続して強固なサプライチェーンを構築していく予定です。
また、紛争フリーと判断するためには、第三者の監査を受けた製錬所が増えることが重要となりますが、製錬所の監査の受審は個々の企業で推進していくことは困難であるため、京セラグループは引き続きJEITA等の業界団体を通じた推進活動を積極的に進めていきます。

取り組み事例

■海外グループ会社における取り組み

海外のグループ会社であるAVX Corporation（以下AVX）は、タンタルコンデンサを主要製品としており、サプライチェーンから非人道行為を行う武装集団の資金源となる紛争鉱物の使用をなくすための取り組みを行っています。2011年12月1日時点において、AVXは、タンタル粉末およびワイヤーのすべてのサプライヤーが第三者機関の評価による「紛争にかかわらない製錬プログラム（Conflict-Free Smelter Program）」に従っていることを発表しました。
AVXは、ドッド・フランク法や経済協力開発機構（OECD）のガイドラインが示す方針に従い、取り組みを継続していきます。